

気象警報発表時の登下校について (防災気象情報の変更に伴うお知らせ)

令和8年5月より、気象庁の防災気象情報の運用が変更されたことに伴い、本校における登下校の対応についてお知らせします。

1 登下校に関わる対象となる気象情報

次のいずれかが発表された場合に、登下校の対応を行います。

(1) 大雨・河川氾濫・土砂災害の場合

警戒レベル3相当〔大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報〕以上の防災気象情報

(2) 暴風・大雪・暴風雪の場合

警報または特別警報

※従来の「洪水警報・注意報」は廃止され、河川は「氾濫警報」等の情報に変更されました。

2 【登校前】に対象となる気象情報が発表されている場合

(1) 午前6時25分(始業時刻・午前8時25分の2時間前)までに大垣市の対象となる気象情報が解除された場合

→ 平常どおり授業を行う

(2) 午前6時25分から午前11時までに大垣市の対象となる気象情報が解除された場合

→ 解除後2時間を経てから授業を開始する

(3) 午前11時の時点で、大垣市に対象となる気象情報が発表中の場合

(※11時以降に解除された場合を含む)

→ 当日の授業は中止とする

※(1)(2)の場合においても、居住地または通学路に対象となる気象情報が発表されている場合は登校しないこと。なお、午前11時までに解除された場合は、解除後2時間後までに安全を確認のうえ登校する。

※道路や橋の破損・冠水・通行止め、交通機関の停止、居住地の被害が著しいなど、安全が確保できない場合は出席停止等の扱いとし、無理に登校しないこと。

●気象情報は、以下の方法で確認してください。

・気象庁ホームページ

・テレビ、スマートフォン、ラジオ等

また、必要に応じて、すぐーるや本校ホームページなどで連絡を行います。

3 【登校中】に対象となる気象情報が発表された場合

(1) 対象となる情報の発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅し、その旨を学校に連絡する。

(2) ただし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保できる場合は登校し、学校で待機してもよい。

4 【登校後】に対象となる気象情報が発表された場合

(1) 気象の状況や被害の状況等を総合的に判断し、授業の中止や下校の可否を決定する。

(2) 大垣市に対象となる気象情報が発表された場合は、原則として全ての生徒を学校に待機させる。大垣市以外の場合は、該当する市町村に居住する生徒及び通学経路に該当する生徒を、原則として学校に待機させる。

(3) 生徒の下校は、原則として警報解除後、安全が十分確保されてから行う。ただし、警報発表直後であっても、安全に下校できると判断できる場合は帰宅させることがある。

(4) 学校待機時の対応

ア) 学校に待機しているときであっても、保護者等の迎えがある生徒や学校の近隣に居住する生徒については、安全を確認した上で帰宅を認める場合がある。

イ) 保護者等の迎えの車は、本校職員の指示に従い、正門から入り指定場所に駐車し、生徒を乗車させた後、西門から退出することを原則とする。

ウ) 保護者等の迎えがある場合は、生徒のスマートフォン等を利用し、担任と保護者で直接確認のうえ引き渡すこと。